

この度、事業奨励の思召しをもって、天皇陛下から金一封を賜ることとなり、令和5年2月27日に島根県庁において、伝達式が挙行され、理事長が出席しました。丸山県知事より、宮内庁長官の通達文と、金一封を拝受いたしました。

天皇陛下から施しを受け（恵みを与えられ）、今、存在していることの喜びの充足感で、幸せです。この「福祉」のお手本に倣い、私共も福祉活動を向上させていくつもりです。

福祉＝幸福

welfare 人が良い状態であること

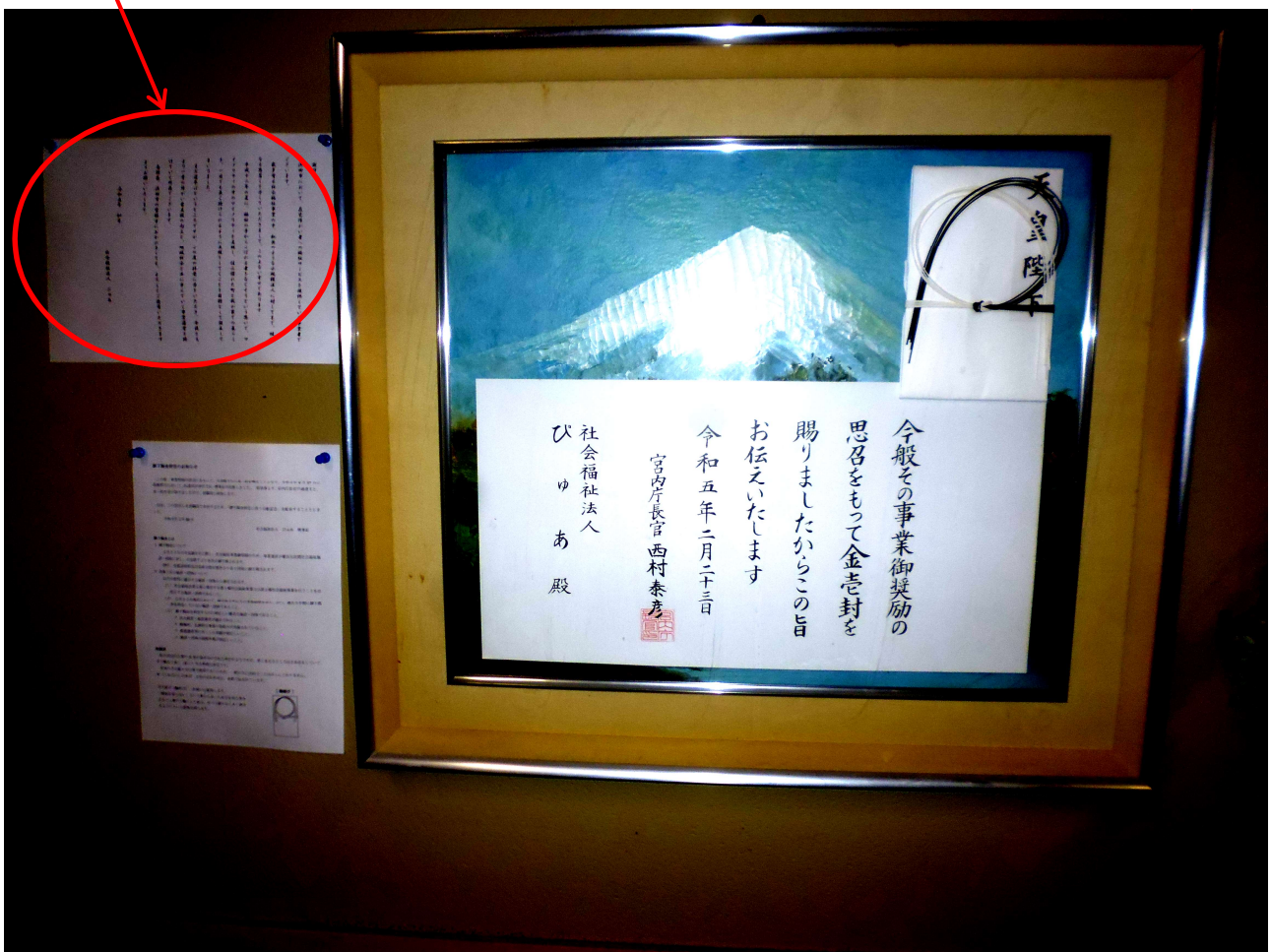
福＝幸せ

祉＝神の恵み

施し＝恵み与えること

幸福感＝人（恵まれた幸せ）として、存在していることの充足感

謝辞



謝辞^㉑

浜田市において、在宅障がい者への福祉サービスを提供している事業者で
ございます。^㉑

歳多有る社会福祉事業の中、私共のような小規模法人に對してまで、暖か
なる思召しを示していただきました。この上ない幸せであります。^㉑

平成十二年の夏に、福祉の手からこぼれる者をなくそうという思いで、マ
イノリティの中のマイノリティを支援し、住み慣れた町と我が家での暮らし
を。一日でも長く続けられるように支援をしていくことを目標として設立して
まいりました。^㉑

まだ道半ばというところですが、この度の拝受に力をいただき、今後とも
より一層の障がい者支援の向上と、地域社会と共に歩いていく事業運営を続
けていく所存でございます。^㉑

鳥根崇、浜田市の皆様方におかれましても、よろしくご指導いただきます
ようお願いいたします。^㉑

御下賜金とは

1 御下賜金について

2月23日の天皇誕生日に際し、社会福祉事業御奨励のため、事業運営が優良な民間社会福祉施設・
団体に対し、天皇陛下より金員が御下賜されます。

例年、各都道府県及び各政令指定都市より各1団体に御下賜されます。

2 対象となる施設・団体について

以下の要件に適合する施設・団体から選定されます。

- (1) 社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を行うことを目的とする施設・団体であること。
- (2) 2月23日現在において、創立後5年以上の事業経歴を有し、かつ、過去5年間に御下賜金を拝受していない施設・団体であること。
- (3) 御下賜金を拝受するのに相応しい優良な施設・団体であること。
 - ア 法人経営・施設運営が適正であること。
 - イ 積極的、先進的な事業の取組みが実施されていること。
 - ウ 要援護者等に尽くした功績が相応しいこと。
 - エ 施設・団体の経歴年数が相応しいこと。

祝儀袋

見た目は白と黒の2色の染め分けされた水引のようですが、黒く見えるところは玉虫色をしていて、手で触ると赤く（紅く）なる特殊な水引です。